

特定非営利活動法人リフテ 一般事業主行動計画

行動計画策定日 平成31年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日までの 3年間

2. 計画内容

1) 次世代育成について

目標1 産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、産前産後休業及び育児休業期間中の社会保険料免除等の制度と周知と情報提供を行う。

【対策】○平成31年4月～

産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、産前産後休業及び育児休業期間中の社会保険料免除等の制度に関する資料等を事務所に備え置き、希望者には相談対応を行う。

目標2 子供や孫の学校行事等への参加のための年次有給休暇取得の推進

【対策】○平成31年4月～

職員の子供や孫の学校行事等が予定されている場合、予め学校年間行事日程表を基に人員配置等を考慮し、年次有給休暇を取得して参加することを推進する。

2) 女性活躍について

目標1 女性活躍のため職員のQOL向上対策

【対策】○平成31年4月～

職員の心と体の健康に配慮し、全国健康保険協会北海道支部に対し「健康事業所宣言」を行うとともに、経済産業省へ「健康経営優良法人」認定されるよう認定要件を整え申請・認定を目指す。

目標2 ワークライフバランス向上対策

【対策】○平成31年4月～

- ・平均時間外労働時間 3.1 時間/月であり、時間外労働時間の削減が難しいため、月に2回以上定時前退社日を導入する
- ・有給休暇取得率が 68.0%であるが、取得率 100%を目指し、誕生日休暇を導入。また、有意義な有給休暇を過ごせるよう誕生日休暇を利用する際は会社より祝金を支給する。